

国家戦略特別区域の税制措置について

世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備に向けて、国家戦略特区において、我が国の経済社会の活力の向上等に寄与することが見込まれる事業を行う事業者を支援する税制措置を講ずる。

～日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）抜粋～

「大胆な規制・制度改革を行い、こうした制度設計に応じた税制措置を検討の上、必要な措置を講ずる。」

1. 機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除の措置を講ずる。

	対象資産	措置の内容
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	即時償却(特定中核事業※) 50%(特定中核事業以外)
	建物及びその附属設備並びに構築物	25%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	15%
	建物及びその附属設備並びに構築物	8%

※ 特定中核事業とは、特定事業のうち中核事業となる事業をいい、イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくために、特に促進していくべき事業として、次の①から③のいずれにも該当するものを行う事業をいう。

- ①当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組。
- ②革新的な技術開発による国民生活の改善や、新規産業・新規市場の創出につながる取組。
- ③他の地域に広くメリットが波及する取組。

まずは、先端的技術を活用した医療等医療分野を対象とし、さらに特区の具体的な内容についての検討が進んだ段階において、関係者の合意を得て、必要に応じて追加される。

2. 研究開発税制の特例(法人税)

上記1. の即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の12%を税額控除できる措置を講ずる。

3. 償却資産の特例(固定資産税)

特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずる。

4. 国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置(所得税・法人税・登録免許税等)

国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市再生特別措置法の認定があったとみなされる。この場合に、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業の課税の特例(割増償却及び登録免許税の軽減等)の適用を認める措置を講ずる。